



2024.9.11 —

一般社団法人日本介護支援専門員協会

メールマガジン No.1228



.....【お知らせメニュー】.....

1. 認知症施策推進関係者会議（第6回 R6.9.2）

—政府、認知症施策の基本計画まとめる 関係者会議が大筋了承

【記事作成：介護ニュース Joint】

□政府は2日、今年1月に施行された「認知症基本法」が策定を求めている国の「認知症施策推進基本計画」をまとめました。

認知症の当事者や有識者らでつくる関係者会議に計画案を提示し、大筋で了承を得ました。今秋にも閣議決定します。

認知症になったら何も分からなくなる、できなくなるー。

こうした捉え方を払拭する「新しい認知症観」を掲げました。社会参加の機会の確保や意思決定の支援、権利利益の保護、相談体制の整備、バリアフリー化といった施策を展開していくうえで、「認知症になってからもそれぞれできること、やりたいことがあり、希望を持って暮らし続けていくことができる」という考え方方に立つと明記しています。

政府は基本計画の中で、個々の施策を通じて実現を目指す重点目標として、

=====

○国民1人1人が「新しい認知症観」を理解している

○認知症の人の生活においてその意思などが尊重されている

○認知症の人・家族らが他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らしていく

○国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる

=====

の4つを設定。そのうえで、それぞれの達成度合いを評価するための指標も設定しました。

例えば「新しい認知症観の理解」では、「認知症サポーターの養成者数」「認知症サポーターが参画するチームオレンジの数」などが、「認知症の人の生活で意思が尊重されている」では、「当事者が支え合うピアサポート活動を支援している自治体の数」などが位置付けられました。

また「地域で安心して暮らしていく」では、「希望に沿った保健医療サービス、福祉サービスを受けていると考える認知症の人の割合」などを、「国民が新たな知見・技術を活用できる」では、「国が支援・実施する研究成果が社会実装された数」などを指標とする考えを示しました。

#### ◆重点目標達成の評価をめぐり議論

今回の基本計画の期間は2029年度まで。内容は概ね5年ごとに見直されることになっています。

政府の閣議決定後は、それを基に都道府県や市町村が地域の特性などを踏まえた独自の計画をそれぞれ定め、各地で施策を展開していくことになります。2日の関係者会議では、今後の各自治体による基本計画の策定や評価のあり方などをめぐって、委員から要望・意見があがりました。

長崎県の新田惇一福祉保健部長は、「重点目標の達成度合いを評価するうえで、成果を把握する手法などが自治体ごとに異なると、結果の解釈にバラつきが生じてしまい、評価の信頼性が損なわれるかもしれない。そのため国には、施策の評価や自治体間の比較がしっかりとできるよう、調査方法や質問項目の指針を示してほしい」と要請しました。

一方、日本医師会の江澤和彦常任理事は、「大事なのは全国の自治体が取り組みを進めていくこと。様々な課題はあるにせよ、まずは地方ごとに把握できるアウトカムを評価して一歩ずつ前進すべき。そのために、国にはしっかりと音頭をとってほしい」と求めました。

当協会より委員として出席した柴口里則会長は、「都道府県や市町村が計画を策定する場面では、日頃から地域で暮らしている方々を支え、質の高いケアマネジメン

トをしている立場から協力し、基本計画の推進を後押ししていきたい」と意気込みを述べました。

.....

▽▼資料はこちらから（内閣官房ホームページ）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ninchisho\\_kankeisha/dai6/gijisidai.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ninchisho_kankeisha/dai6/gijisidai.html)

.....

◆—————  
現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）

◆—————

□全国大会 in ながの

<https://nacm.jp/zenkoku2024/>

□研修会「令和 6 年度介護報酬改定-福祉用具の貸与と販売の選択制等について

～介護報酬改定後の状況と対応～」

<https://www.jcma.or.jp/?p=762622>

□研修会『施設ケアマネジメントの本質を学ぶ

～「施設ケアマネジメントの手引き」を活用して～』

<https://www.jcma.or.jp/?p=762621>

—————

□ご登録アドレスについて

・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。

(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

[https://www.jcma.or.jp/?page\\_id=28](https://www.jcma.or.jp/?page_id=28)

・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。

・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

\*\*\*\*\*

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会

メール [info@jcma.or.jp](mailto:info@jcma.or.jp)

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地金子ビル 2 階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>

\*\*\*\*\*